(下線部分は改正部分)

新(平成29年10月20日農林水産省告示第1590号)

第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準

一~四 (略)

五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 (略)
- 2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了した者が1人以上選任されていること。ただし、製造の一部(充填工程及び包装工程に限る。)を外部の者に委託する場合であって、委託先の工場又は事業所において格付の一部(試料の抽出等)を行う必要があると認められるときは、委託先の工場又は事業所に格付責任者を補佐する者として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。

3 (略)

第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

一~四 (略)

五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 (略)
- 2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了した者が1人以上選任されていること。ただし、工場等において格付の一部(試料の抽出等)を行う必要があると認められるときは、工場等に格付責任者を補佐する者として、第一の三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。

3 (略)

第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準

一~四 (略)

五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 (略)
- 2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了した者が1人選任されていること。ただし、製造の一部(充填工程及び包装工程に限る。)を外部の者に委託する場合であって、委託先の工場又は事業所において格付の一部(試料の抽出等)を行う必要があると認められるときは、委託先の工場又は事業所に格付責任者を補佐する者として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。

IΒ

3 (略)

第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

一~四 (略)

五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 (略)
- 2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了した者が1人選任されていること。ただし、工場等において格付の一部(試料の抽出等)を行う必要があると認められるときは、工場等に格付責任者を補佐する者として、第一の三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において果実飲料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。

3 (略)